

輸入麦の政府売渡価格の改定ルール

○ 輸入麦の政府売渡価格は、国際相場の変動の影響を緩和するため、年2回、過去8か月間の平均買付価格をベースに算定。なお、一部の銘柄については、SBS方式を導入している。

○ 価格改定ルール

項目	内容
年間価格改定回数	年2回（4月, 10月）
買付価格算定期	価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月

○ SBS方式

- ・ 国へ売る商社と国から買う実需者がセットで入札する民間貿易に近い方式。
- ・ 用途が概ね限定され、量が少ない銘柄（デュラム小麦、プライム・ハード等）を対象。

「生活対策」(20年10月30日決定)

10月30日に決定された「生活対策」において、輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の見直しが盛り込まれた。

「生活対策」(抜粋)

第2章 具体的施策

<第1の重点分野>生活者の暮らしの安心

1. 家計緊急支援対策

◇輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行う。

<具体的施策>

- 輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の早急な見直し

輸入麦の政府売渡ルール検討会

1 輸入麦の政府売渡ルール検討会委員

【消費者】	大木 美智子	消費科学連合会 会長
【学識経験者】	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	林 良博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授（座長）
	柴田 明夫	丸紅経済研究所所長
【ジャーナリスト】	加倉井 弘	経済評論家（元NHK解説委員）

2 検討項目

- 輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール（価格改定回数、算定期間等）
- 売買同時入札方式（SBS方式）により民間主体で輸入する小麦の範囲等

3 検討経緯

- 平成20年11月26日（第1回） 検討会を立ち上げ。売渡制度等の説明。
- 12月4日（第2回） 関係業界からのヒアリング（町のパン屋、大手製めん、即席めん）
- 12月9日（第3回） 関係業界からのヒアリング（大手製粉、中小製粉、生産者団体）
- 12月18日（第4回） 関係業界からのヒアリング（町のラーメン店、外食チェーン、大手製パン）
- 12月25日（第5回） 関係業界からのヒアリング（町のうどん店、町のそば店、製菓、中小製めん）
- 平成21年1月9日（第6回） ヒアリングの取りまとめ、国産麦の状況等の説明。
- 1月29日（第7回） 製粉業界との意見交換

今後は、関係者の意見を踏まえながら、できるだけ早期に成案が得られるよう、精力的に検討を実施。

これまでの価格改定

- 19年10月期は10%（14%から圧縮）、20年4月期は30%（38%から圧縮）の引上げ。
- 20年10月期は、「経済対策」を踏まえ、引上げ幅を1／2程度（23%のところ10%）に圧縮。

○輸入小麦の政府買付価格と政府売渡価格の推移（主要5銘柄平均）

